

避難指示解除準備区域（浪江町）において同居していた被相続人（申立人長男の母）及び申立人長男のうち、1. 被相続人について、過酷避難状況による精神的損害、生活基盤変容による精神的損害に加えて、平成23年3月から平成29年3月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、家族別離が生じたこと、平成24年12月から要介護状況になったと認められること及び具体的な症状経過等を考慮して月額3万円ないし8万円の賠償が認められ、2. 申立人長男について、過酷避難状況による精神的損害、生活基盤変容による精神的損害、自主的避難等対象区域に滞在していたことに係る損害、葬儀関連費用、平成23年3月から平成28年12月まで及び平成29年1月以降の自家消費米・野菜に関する損害（10年分の米・野菜購入費用相当額として算定）に加えて、平成24年12月から平成29年3月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、被相続人を介護したことを考慮して月額3万円の賠償が認められた事例。

一部 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

被申立人と申立人は、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目	過酷避難状況による精神的損害（第五次追補第2の1）	30万0000円
期 間	自 平成23年 3月11日 至 平成23年 9月10日	
2 損害項目	生活基盤変容による精神的損害（第五次追補第2の2）	250万0000円
3 損害項目	自主的避難等に係る損害（第五次追補第3）	20万0000円
期 間	自 平成23年 4月23日 至 平成23年12月31日	

第2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害に係る賠償金として合計300万0000円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年6月8日

（仲介委員 岸本 有巨）

避難指示解除準備区域（浪江町）において同居していた被相続人（申立人長男の母）及び申立人長男のうち、1. 被相続人について、過酷避難状況による精神的損害、生活基盤変容による精神的損害に加えて、平成23年3月から平成29年3月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、家族別離が生じたこと、平成24年12月から要介護状況になったと認められること及び具体的な症状経過等を考慮して月額3万円ないし8万円の賠償が認められ、2. 申立人長男について、過酷避難状況による精神的損害、生活基盤変容による精神的損害、自主的避難等対象区域に滞在していたことに係る損害、葬儀関連費用、平成23年3月から平成28年12月まで及び平成29年1月以降の自家消費米・野菜に関する損害（10年分の米・野菜購入費用相当額として算定）に加えて、平成24年12月から平成29年3月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、被相続人を介護したことを考慮して月額3万円の賠償が認められた事例。

全 部 和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡A（以下「被相続人」という。）が平成29年3月〇日に死亡し、申立人が、全相続人による遺産分割協議により、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- 2 申立人の知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が、被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

被申立人と申立人は、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 申立人に関する損害

- | | | |
|----------|---------------------------|-----------|
| (1) 損害項目 | 日常生活阻害慰謝料（第五次追補第2の4 指針I）③ | |
| | による増額分） | 156万0000円 |
| 期 間 | 自 平成24年12月 1日 | |
| | 至 平成29年 3月 〇日 | |
| (2) 損害項目 | 自家消費米・野菜に関する損害 | 180万0000円 |
| 期 間 | 自 平成23年 3月11日 | |
| | 至 令和 2年12月31日 | |

(3) 損害項目 葬儀関連費用 17万3580円

期 間 平成29年 3月 ○日

2 被相続人に関する損害

(1) 損害項目 過酷避難状況による精神的損害 (第五次追補第2の1) 30万0000円

期 間 自 平成23年 3月11日

至 平成23年 9月10日

(2) 損害項目 生活基盤変容による精神的損害 (第五次追補第2の2) 250万0000円

(3) 損害項目 日常生活阻害慰謝料 (第五次追補第2の4 指針I) ①⑧による増額分 446万0000円

期 間 自 平成23年 3月11日

至 平成29年 3月 ○日

第3 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害に係る賠償金として合計1079万3580円の支払義務があることを認める。

第4 既払金

申立人と被申立人は、被申立人が申立人及び被相続人に対し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について、下記の金額を支払済みであることを相互に確認する。

記

1 申立人に関する損害

(1) 損害項目 日常生活阻害慰謝料増額分 52万0000円

期 間 自 平成24年12月 1日

至 平成29年 3月 ○日

(2) 損害項目 自家消費野菜に関する損害 45万0000円

期 間 自 平成23年 3月11日

至 令和 2年12月31日

2 被相続人に関する損害

損害項目 日常生活阻害慰謝料増額分 146万0000円

期 間 自 平成23年 3月11日

至 平成29年 3月 ○日

第5 支払方法

(省略)

第6 清算条項

申立人と被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年12月13日

（仲介委員 岸本 有巨）